



# 交通安全ニュース



R 5 . 5 . 1 2

No. 5 - 8

香川県警察本部  
交通部交通企画課

## その乗り物は大丈夫??



## 「特定小型原動機付自転車」

### について学びましょう。

### ～主なルール～

- ・運転免許不要
- ・16歳未満運転禁止
- ・ナンバープレートの表示義務（新小型標識）
- ・乗車用ヘルメットの着用努力義務
- ・車道通行
- ・自賠責保険への加入義務
- など

「3輪」や「座席有り」のタイプ等も存在します。

令和5年7月1日から、一定の基準を満たした電動キックボード等については、**特定小型原動機付自転車**に区分されることとなります。

### 一定の基準って？

<車体の大きさ> 長さ：**190センチメートル以下**、幅：**60センチメートル以下**

<車体の構造> ●原動機として、定格出力が**0.60キロワット以下の電動機**を用いること。

全てに該当しないと一般原動機付自転車（R5年6月30日以前の原動機付自転車）になるので、**運転免許が必要だよ。**

- 20キロメートル毎時**を超える速度を出ることができないこと。
- 走行中に**最高速度の設定**を変更することができないこと。
- A T機構**がとられていること。
- 道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する**最高速度表示灯**が備えられていること。（**緑色を常時点灯（前後）**）

### 交通ルールは？

運転免許不要なので、**自転車に近い交通ルール**で走ることができるけど、**交通ルールを間違えないように**しよう。

#### ●車道通行の原則

※歩道や路側帯の中は走行できません。

#### ●信号機の信号等に従う義務

※「歩行者・自転車専用」があれば、**歩行者用信号機**に従いましょう。

#### ●二段階右折の義務

※どのような交差点でも、**二段階右折**をしなければなりません。

#### ●交通事故の場合の措置

※負傷者の救護、道路における危険防止措置、警察官への報告が必要です。



### ～その他のルールや保安基準～



**飲酒運転禁止 携帯電話使用禁止 2人乗り禁止 一時停止義務**  
この他にも重要な交通ルールが定められています。

#### 保安基準項目

前照灯	接地点・接地圧	道路を破壊する恐れのないこと
警告器	車体	堅牢で運行に十分耐えること
バッテリーの安全性	乗車装置	安全な乗車を確保できること
方向指示器	走行安定性	段差等に安全に走行できること
最高速度表示灯	スピードリミッター	設定最高速度を超えて加速しないこと
※最高速度の設定に応じて点灯・点滅が切り替わる		
制動力装置 ※2系統必要		
後部反射器		

出典：国土交通省ウェブサイト(<https://www.mlit.go.jp/report/press/j>)  
別紙1(PDF形式)(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579526.pdf>)を加工して作成

#### 例外的に「歩道」や「路側帯」をするには…

- 最高速度表示灯を点滅（緑色）させ表示していること。
- 車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出ることができないものであること。
- 「側車を付していない」「ブレーキが走行中に容易に操作できる位置にある」「鋭利な突出部がない」こと。

これら全てを満たせば、**特例特定小型原動機付自転車**に該当し、自転車同様のルールで歩道や路側帯を走行することが出来ます。

「新しいナンバープレート」の事やその他の「詳しい交通ルール」について確認したい方は、右の2次元コードから警察庁ウェブサイトの特設ページをご確認下さい。



警察庁  
ウェブサイト  
特設ページ

車両特性や交通ルールを十分理解して、安全な利用（運転）に努めましょう！